平成２９年（フ）第１１６号
岐阜市東興町38番地（城見荘６号室）
債務者　清水　照子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１１０号
名古屋市中川区豊成町１番４―1206号（豊成団地）
債務者　川口　悦弘
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８０号
兵庫県姫路市飾磨区細江808番地１　Ｐｒｏｆｕｍ　Ｃａｓａｇｒａｎｄｅ205、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区細江792番地３
債務者　金谷こころこと　鄭　　誠
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６３号
奈良県桜井市大字金屋360番地の４　205
債務者　迫田みどり
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１０７号
奈良県大和郡山市新町305番地34
債務者　池上　　恵
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１５号
奈良市尼辻北町３番２号
債務者　松本　末男
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１２３号
奈良市西大寺国見町１丁目２番604号
債務者　脇本　靖博
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１２８号
奈良市西大寺国見町１丁目５番６―103号
債務者　杉原　広子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１３２号
奈良県生駒郡斑鳩町興留７丁目３番10号
債務者　稲本　浩之
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１３７号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１―302
債務者　奥田　佳子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５７号
鳥取県米子市新開７丁目17番10号　107号、前住所鳥取県米子市夜見町3076番地16
債務者　門脇慶智郎
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第７１号
福岡県久留米市御井町2056番地１　田村荘第２　12号
債務者　森　　夢海
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４９号
佐賀県伊万里市立花町1604番地84
債務者　樋口　　太
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第５２号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲1839番地１　プランドール・メゾン105号
債務者　今田　祐介
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３９号
北海道苫小牧市字勇払13番地の１
債務者　赤坂奈織子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６４号
北海道苫小牧市東開町６丁目１番20―99号
債務者　宮下　春己
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第９０号
静岡県富士市伝法４番地の16　レインボーヒルズ201号
債務者　中田　義和
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
静岡地方裁判所富士支部